

○日の出町こどもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月21日

規則第9号

改正 平成7年9月19日規則第8号

平成8年9月11日規則第9号

平成9年7月30日規則第10号

平成9年12月24日規則第16号

平成10年7月21日規則第9号

平成11年8月11日規則第11号

平成13年8月23日規則第12—2号

平成14年9月24日規則第18号

平成17年2月18日規則第3号

平成17年12月5日規則第24号

平成18年8月29日規則第25号

平成18年9月4日規則第26号

(題名改称)

平成19年3月30日規則第15号

平成21年7月1日規則第20号

平成24年10月1日規則第16号

平成27年3月5日規則第3号

平成28年3月31日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、日の出町こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年日の出町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平成18規則26・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(平成9規則10・平成9規則16・一部改正)

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定するこどもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(平成18規則25・全改、平成18規則26・一部改正)

第5条から第7条まで 削除

(平成18規則26)

(条例第5条の医療証の交付申請)

第8条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) こどもを養育していることを明らかにすることができる書類

(3) 医療費の助成を受けようとする対象者の前年又は前々年の所得を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

3 町長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第2号又は様式第2号の2）を交付する。又、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知する。

(1) 乳幼児を養育する対象者 乳幼児医療証（様式第2号）

(2) こども（乳幼児を除く。）を養育する対象者 こども医療証（様式第2号の2）

4 町長は、前項の規定により乳幼児医療証の交付を受けたものが、当該乳幼児が6歳に達する日以降の最初の4月1日においてこども（乳幼児を除く。）に該当し、かつ対象者として認める場合は、当該対象者にこども医療証を交付する。

（平成19規則15・全改、平成24規則16・一部改正）

（医療証の有効期限）

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。ただし、当該有効期間は、乳幼児医療証にあつては乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日を超えない範囲とし、こども医療証にあつてはこども（乳幼児を除く）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を超えない範囲とする。

（平成18規則26・一部改正）

（医療証の返還）

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（様式第4号）により町長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例)

第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法によりこどもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、町長が特別に認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者としてこどもに係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(平成10規則9・平成18規則26・一部改正)

(条例第8条の規則で定める届出)

第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める届出は、申請事項変更（消滅）届（様式第6号）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第1項の届出において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく条例第8条第1項の規定による届出があったものとみなすことができる。

3 条例第8条第2項に規定する届出は、現況届（様式第7号）及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、公簿等により必要事項を確認することができると町長が認めるときは、現況届の提出を省略することができる。

4 条例第8条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（様式第9号）により行わなければならない。

（平成10規則9・平成21規則20・平成27規則3・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

第14条 町長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、医療費助成受給資格消滅通知書（様式第8号）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第15条 条例第9条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、こどもの医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第10号）を町長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（様式第11号）により行うものとする。

（平成27規則3・追加）

（添付書類の省略）

第16条 町長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（平成27規則3・旧第15条繰下）

（委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

（平成18規則26・追加、平成27規則3・旧第16条繰下）

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年9月19日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に日の出町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年日の出町条例第21号）第3条に規定する対象者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の以後、同条第2項の規定により受給資格が消滅した者を除く。）に関する改正後の第5条第1号の規定の適用については、当該対象者が施行日の前日に養育している乳幼児が3歳に達する日の属する日の月の末日までの間は、同号中「327万8,000円」とあるのは、「363万円」とする。

附 則（平成8年9月11日規則第9号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年7月30日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月24日規則第16号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年7月21日規則第9号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年8月11日規則第11号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年8月23日規則第12—2号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日規則第18号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の第1号・第7号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年2月18日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月5日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年8月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規則第5条、第6条、第7条の所得の制限の規定は、平成18年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成18年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年9月4日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の日の出町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条の規定により交付された医療証は、当該医療証の有効期間の満了するまでの間は、この規則による改正後の日の出町こどもの医療費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条の規定により交付された医療証とみなす。

この規則の施行の際、この規則による改正前の規則による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（準備行為）

- 3 新規則第8条の規定による医療証の交付に伴う手続きは、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月30日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の規則様式第1号・第7号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年3月5日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日の出町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の日の出町個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の日の出町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則、第4条の規定による改正前の日の出町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の日の出町公有財産管理規則、第6条の規定による改正前の日の出町児童福祉法施行細則、第7条の規定による改正前の日の出町青少年育成支援金支給規則、第8条の規

定による改正前の日の出町次世代育成クーポン交付規則、第9条の規定による改正前の日の出町保育の実施に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の日の出町保育料徴収に関する規則、第11条の規定による改正前の日の出町児童手当事務処理規則、第12条の規定による改正前の日の出町児童育成手当条例施行規則、第13条の規定による改正前の日の出町こどもの医療費の助成に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の日の出町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の日の出町老人福祉法施行規則、第16条の規定による改正前の日の出町高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前の日の出町高齢者元気で健康に長生き医療費の助成に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の日の出町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第19条の規定による改正前の日の出町心身障害者福祉手当条例施行規則、第20条の規定による改正前の日の出町結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第21条の規定による改正前の日の出町介護保険条例施行規則、第22条の規定による改正前の日の出町特殊疾病福祉手当条例施行規則、第23条の規定による改正前の日の出町がん医療費の助成に関する条例施行規則、第24条の規定による改正前の日の出町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、第25条の規定による改正前の日の出町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則、第26条の規定による改正前の日の出町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の日の出町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式 略